

幼稚園型認定こども園・保育所型認定こども園の認定について

1 概要：

次の2園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づき、市長が幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園の認定を行うに当たって、当分科会へ報告するもの。

No.	項目	1	2
1	新施設名称 (現行名称)	はと保育園 (同)	寿幼稚園 (同)
2	認定申請日	30.12.28	30.12.28
3	認定予定日	31.4.1	31.4.1
4	施設類型	保育所型	幼稚園型
5	利用定員(1~3号) /現利用定員(人)	150/150(2~3号)	130/(新規)
6	法人名	社会福祉法人 春日会	学校法人 寿幼稚園
7	代表者(理事長)名	坂本 佳友	白土 和男
8	施設長(園長)名	同上	同上
9	施設所在地	平赤井字田中 43	好間町北好間字塊坪 10-3
10	現・施設類型	保育所(新制度)	幼稚園(旧新制度)
11	施設整備補助	無し	無し
12	整備竣工月	—	—
13	認定基準(市条例)※の適否	適：別紙参照	適：別紙参照

※市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等

2 幼保連携型認定こども園との違い



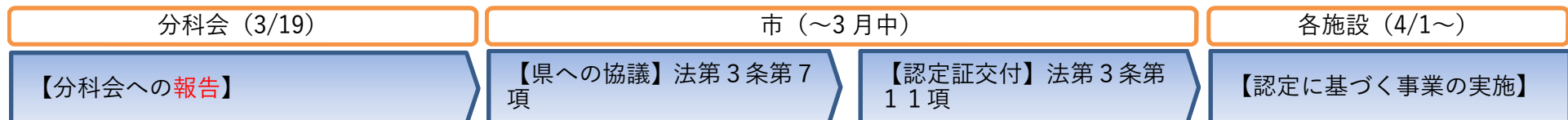
【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(抄)】

幼保連携型認定こども園 (設置等の認可)	幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園 (幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)
<p>第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行うときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。）の認可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>(都道府県における合議制の機関)</p> <p>第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。</p>	<p>第3条 幼稚園又は保育所等の設置者は、その設置する幼稚園又は保育所等が都道府県（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設である場合には、当該指定都市）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設である場合には、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県及び指定都市を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県（当該連携施設が指定都市所在施設である場合には、当該指定都市）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該連携施設が指定都市所在施設である場合には、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。</p>

法の定めに従い、「認可」の要件として分科会意見聴取を行うもの。

既存の認可施設に対し、こども園の基本的機能を確認した上で「認定」を行うものであるため、分科会意見聴取の定めはないものの、子ども・子育て支援法上の「確認」の前提となることから報告するもの。

3 今後の流れ：（「法」とは認定こども園法をいう。）



(別紙)

●主な基準と確認内容及び項目ごとの基準※適合の適否等 (※市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等)

条項等	基準 (条文抜粋 (一部省略等あり))	1 はと保育園		2 寿幼稚園							
		確認内容	適否	確認内容	適否						
第3条第4号イ	<p>(学級の編製の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制。 ・ 1学級の園児数は、30人以下。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳児 > 1学級 ・ 4歳児 > 1学級 ・ 5歳児 > 1学級 合計：3学級	適	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳児 > 1学級 ・ 4歳児 > 1学級 ・ 5歳児 > 2学級 合計：4学級	適						
第3条第6号ア	<p>・ 園舎の面積は、次に掲げる面積以上。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。)</p>	学級数	面積 (㎡)	1学級	180	2学級以上	320+100×(学級数-2)	<p>A : 420 ㎡</p> $320+100 \times (3-2) = 420 \text{ ㎡}$	適	<p>A : 520 ㎡</p> $320+100 \times (4-2) = 520 \text{ ㎡}$	適
学級数	面積 (㎡)										
1学級	180										
2学級以上	320+100×(学級数-2)										
第3条第6号エ	<p>・ 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる面積のうち、いずれか大きい面積。</p> <p>(ア) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(イ) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて(ア)の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積 (㎡)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>(ア) : 336.6 ㎡</p> $102 \text{ 人} \times 3.3 \text{ ㎡} = 336.6 \text{ ㎡}$	適	<p>(ア) : 396 ㎡</p> $120 \text{ 人} \times 3.3 \text{ ㎡} = 396 \text{ ㎡}$	適
学級数	面積 (㎡)										
2学級以下	330+30×(学級数-1)										
3学級以上	400+80×(学級数-3)										
第3条第6号イ	<p>(イ) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて(ア)の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積 (㎡)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>(イ) : 505.6 ㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $400+80 \times (3-3) = 400 \text{ ㎡}$ ・ $3.3 \text{ ㎡} \times 32 \text{ 人} = 105.6 \text{ ㎡}$ 	適	<p>(イ) : 529.5 ㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $400+80 \times (4-3) = 480 \text{ ㎡}$ ・ $3.3 \text{ ㎡} \times 15 \text{ 人} = 49.5 \text{ ㎡}$ 	適
学級数	面積 (㎡)										
2学級以下	330+30×(学級数-1)										
3学級以上	400+80×(学級数-3)										
第3条第6号カ	<p>(設備の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。 (1) 保育室又は遊戯室 (2) 屋外遊戯場 / (3) 医務室(保健室) (4) 調理室 / (5) 便所 (6) 乳児室又はほふく室 (満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。) <p>次の(ア)及び(イ)のいずれかに該当するときは、調理室を設けないことができる。</p> <p>(ア) 幼稚園型認定こども園において20人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているとき。</p> <p>(イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育及び保育を提供する幼稚園型認定こども園等として認定を受けようとする場合であって、次号ただし書に規定する当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法により適切に食事の提供を行うことができると認められるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面及び実地調査により各設備を確認 ■ 保育室 ■ 遊戯室 (専用) ■ 屋外遊戯場 ■ 保健室 (職員室内) ■ 調理室 ■ 便所 ■ 乳児室又はほふく室 <p>・ 保育所からの移行であるため、既存の調理室を使用することとなるが、当該施設についての必要な設備を確認</p>	適	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面及び実地調査により各設備を確認 ■ 保育室 ■ 遊戯室 (専用) ■ 屋外遊戯場 ■ 保健室 (職員室内) ■ 調理室 ■ 便所 ■ 乳児室又はほふく室 <p>・ 食事を提供する園児数は20人以上となり、調理室が必要となるが、当該施設についての整備及び必要な設備を確認</p>	適						

		1 はと保育園	2 寿幼稚園																																																	
<p>第3条第6号ウ、キ</p> <p>第3条第5号</p> <p>第3条第4号ア</p>	<p>・ 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。</p> <p>(1) 乳児室又はほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>(2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の登録を受けた者</p> <p>イ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士登録を受けた者</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、学級担任は、原則、幼稚園教諭免許状を有する者</p> <p>エ イの規定にかかわらず、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、原則、保育士登録を受けた者</p> <p>・ 教育及び保育に従事する職員（幼稚園型認定こども園等の長を除く。）の数は、別表の左欄に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合算した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>(条別表)</p> <table border="1" data-bbox="210 1647 724 1899"> <thead> <tr> <th>園児</th> <th>員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上 満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上 満4歳未満</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児	員数(人)	満1歳未満	おおむね3人につき1人	満1歳以上 満3歳未満	おおむね6人につき1人	満3歳以上 満4歳未満	おおむね20人につき1人	満4歳以上	おおむね30人につき1人	<p>【乳児室・ほふく室】：192.60㎡^① 3.3×18人(0歳) =59.4㎡ア 3.3×30人(1歳) =99㎡イ ア+イ=158.4㎡ <①</p> <p>【2歳児室】：83.61㎡^② 1.98×32人 =63.36㎡<②</p> <p>【3歳児室】：94.3㎡^③ 1.98×27人 =53.46㎡<③</p> <p>【4歳児室】：94㎡^④ 1.98×22人 =43.56㎡<④</p> <p>【5歳児室】：52㎡^⑤ 1.98×21人 =41.58㎡<⑤</p> <p>・ クラス編成表・職員名簿等により確認</p> <p>・ 利用定員における必要職員数</p> <table border="1" data-bbox="756 1469 987 1795"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>人数</th> <th>必要職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>18</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>1・2</td> <td>62</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>27</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>4・5</td> <td>43</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>150</td> <td>19.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>≒19</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 職員名簿等により、交代要員等も含め、21人の職員(有資格者)を確認 (時間毎の平日、土曜日のシフトもチェックし基準を満たすことを確認済み)</p>	年齢	人数	必要職員数	0	18	6.0	1・2	62	10.3	3	27	1.3	4・5	43	1.4	合計	150	19.0			≒19	<p>【1歳児室】：43.95㎡^① 3.3×10人=33㎡<①</p> <p>【2歳児室】：29.82㎡^② 1.98×15人 =29.7㎡<②</p> <p>【3歳児室】：99.95㎡^③ 1.98×28人 =55.4㎡<③</p> <p>【4歳児室】：64.04㎡^④ 1.98×30人 =59.4㎡<④</p> <p>【5歳児室】：94.48㎡^⑤ 1.98×47人 =93.06㎡<⑤</p> <p>・ クラス編成表・職員名簿等により確認</p> <p>・ 利用定員における必要職員数</p> <table border="1" data-bbox="1386 1469 1617 1795"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>人数</th> <th>必要職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>1・2</td> <td>25</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>28</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>4・5</td> <td>77</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>130</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 職員名簿等により、交代要員等も含め、12人の職員(有資格者)を確認 (時間毎の平日、土曜日のシフトもチェックし基準を満たすことを確認済み)</p>	年齢	人数	必要職員数	0	0	0.0	1・2	25	4.1	3	28	1.4	4・5	77	2.5	合計	130	8
園児	員数(人)																																																			
満1歳未満	おおむね3人につき1人																																																			
満1歳以上 満3歳未満	おおむね6人につき1人																																																			
満3歳以上 満4歳未満	おおむね20人につき1人																																																			
満4歳以上	おおむね30人につき1人																																																			
年齢	人数	必要職員数																																																		
0	18	6.0																																																		
1・2	62	10.3																																																		
3	27	1.3																																																		
4・5	43	1.4																																																		
合計	150	19.0																																																		
		≒19																																																		
年齢	人数	必要職員数																																																		
0	0	0.0																																																		
1・2	25	4.1																																																		
3	28	1.4																																																		
4・5	77	2.5																																																		
合計	130	8																																																		
<p>法第6条↓幼保連携型教育保育要領第2の2(4)</p>	<p>(教育及び保育を行う期間及び時間)</p> <p>・ 教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。</p> <p>(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。</p> <p>(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。</p>	<p>・ 運営規程、年間行事予定表などにより確認</p>	<p>・ 運営規程、年間行事予定表などにより確認</p>																																																	

		1 はと保育園	2 寿幼稚園	
第3条第3号	(子育て支援事業の内容) ・ 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。	・ 左表の5つの取組のうち、①を実施する予定であることを確認 (参考) ・ その他、子ども・子育て支援法第59条各号に掲げる地域子ども・子育て支援事業として、延長保育事業を実施	適 ・ 左表の5つの取組のうち、①を実施する予定であることを確認 (参考) ・ その他、子ども・子育て支援法第59条各号に掲げる地域子ども・子育て支援事業として、延長保育事業及び一時預かり(幼稚園型)事業を実施予定	適
	認定子ども園法施行規則第2条各号に掲げる次の事業のうち、1つ以上を実施 ① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ② 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定子ども園又はその居宅において保護を行う事業 ④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 ⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業			